

報告事項資料

- 1 令和8年度の入札・契約制度の改正
- 2 工事指名停止措置状況一覧表

令和 8 年度の入札・契約制度の改正

1 J V発注基準額の引き上げについて（令和 8 年 4 月 1 日から）

特定建設工事共同企業体（J V）は、特に大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力の結集、施工の確保及び危険負担の分散を図る目的のほか、地元企業への技術移転等を目的としている。

近年の資材・労務費の高騰、技術者不足等を鑑み、全ての対象工事について、それぞれ 1 億円ずつ引き上げた。

土木工事 3 億円 → 4 億円

建築工事 6 億円 → 7 億円

電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び解体工事 2 億円 → 3 億円

【千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱の改正】

改正前	改正後
（対象工事の種類及び規模） 第 3 条 共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 （1）設計金額が 1 5 億円以上の土木工事及び舗装工事 （2）設計金額が 2 0 億円以上の建築工事 （3）設計金額が 1 0 億円以上の電気工事、管工事、造園工事及び解体工事 2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に規定する共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事とすることができるものとする。 （1）設計金額が <u>3 億円</u> 以上の土木工事 （2）設計金額が <u>6 億円</u> 以上の建築工事 （3）設計金額が <u>2 億円</u> 以上の電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び解体工事	（対象工事の種類及び規模） 第 3 条 共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 （1）設計金額が 1 5 億円以上の土木工事及び舗装工事 （2）設計金額が 2 0 億円以上の建築工事 （3）設計金額が 1 0 億円以上の電気工事、管工事、造園工事及び解体工事 2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に規定する共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事とすることができるものとする。 （1）設計金額が <u>4 億円</u> 以上の土木工事 （2）設計金額が <u>7 億円</u> 以上の建築工事 （3）設計金額が <u>3 億円</u> 以上の電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び解体工事

工事指名停止措置状況一覧表

(期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	措置要件	地区区分			合 計
		市内	準市内	市外	
1	虚偽記載	0	0	0	0
2	過失による粗雑工事	0	0	0	0
3	契約違反	0	0	0	0
4	公衆損害事故	0	0	0	0
5	工事関係者事故	0	0	0	0
6	業務委託等関係者事故	0	0	0	0
7	工事成績不良	0	0	0	0
8	経営不振	0	0	0	0
9	贈賄	0	0	0	0
10	独占禁止法違反行為	0	1	1	2
11	談合及び競売入札妨害	0	1	0	1
12	建設業法違反行為	0	0	0	0
13	不正又は不誠実な行為	1	0	1	2
	合 計	1	2	2	5

※地区区分

- ・市内については、千葉市内に本店を有する者
- ・準市内については、千葉市内に支店・営業所を有する者
- ・市外については、千葉市内に本店・支店・営業所を有しない者